

別添 利用料金表（1割負担分）

令和3年4月改定

・介護保険適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスを利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）と認定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

通所リハビリテーション（1日当たり）

基本料金	1時間以上 2時間未満		2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3808円	381円	3956円	396円	5032円	504円	5697円	570円
要介護2	4135円	414円	4547円	455円	5844円	584円	6604円	661円
要介護3	4441円	445円	5148円	515円	6646円	665円	7501円	751円
要介護4	4747円	475円	5739円	574円	7669円	767円	8661円	867円
要介護5	5074円	508円	6340円	634円	8693円	870円	9832円	984円

基本料金	5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	6319円	632円	7321円	733円	7743円	775円
要介護2	7479円	748円	8693円	870円	9157円	916円
要介護3	8640円	864円	10054円	1006円	10613円	1062円
要介護4	10022円	1003円	11626円	1163円	12301円	1231円
要介護5	11362円	1137円	13208円	1321円	13978円	1398円

【新型コロナウイルス感染症による特例的な加算】1ヶ月の基本料金の0.1%を加算（R3.4～R3.9末まで）

【3%加算】 感染症や災害等による影響で、利用者数が前年度比5%以上減少時の特例加算として、対象月の基本料金の3%を上乗せした料金がかかります。

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1160円	116円/回
リハビリテーション提供体制加算1(3時間以上4時間未満)	127円	13円/回
リハビリテーション提供体制加算2(4時間以上5時間未満)	168円	17円/回
リハビリテーション提供体制加算3(5時間以上6時間未満)	211円	21円/回
リハビリテーション提供体制加算4(6時間以上7時間未満)	253円	25円/回
リハビリテーション提供体制加算5(7時間以上8時間未満)	295円	30円/回
移行支援加算（※社会参加支援加算より名称変更）	127円	13円/回
中重度者ケア体制加算	211円	21円/回
サービス提供体制強化加算（I）	232円	24円/回
入浴介助加算（I）	422円	43円/回
重度療養管理加算	1055円	106円/回
科学的介護推進体制加算 ※裏面参照	422円	43円/月

職員の処遇改善に関する加算	利用者負担
介護職員処遇改善加算（I）	1ヶ月の利用料金の4.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算（I）	1ヶ月の利用料金の2.0%を加算

●利用料金表（1割負担分）

令和3年4月改定

介護予防通所リハビリテーション（1月当り）

	基本料金		令和3年4月より起算 12ヶ月超の利用		サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）		サービス提供 体制強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
要支援 1	21659円	2166円	-211円	-22円	928円	93円	759円	76円
要支援 2	42189円	4219円	-422円	-43円	1856円	186円	1519円	152円

【新型コロナウイルス感染症による特例的な加算】1ヶ月の基本料金に0.1%を加算（R3.4～R3.9末まで）

選択サービス（1月当り）

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額
運動器機能向上加算	2373円	238円
科学的介護推進体制加算	422円	43円
事業所評価加算	1266円	127円

※科学的介護推進体制加算

利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

※事業所評価加算

選択的サービス（当事業所では、運動器機能向上サービス）を行う事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、翌年度におけるサービスの提供について加算を行うものです。

職員の処遇改善に関する加算	利用者負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の利用料金の4.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の利用料金の2.0%を加算

○介護予防通所リハビリテーションの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合、日割り計算は出来ません。

但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で要支援度が変更となった場合
- 4 月途中での利用開始や終了になった場合

○介護保険適用外サービス（その他の費用）

食事料金	600円（1食当り）
尿取りパット・フラット式紙オムツ	50円（1枚）
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円（1枚）
行事参加費	実費

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。

別添 利用料金表 (2割負担分)

令和3年4月改定

・介護保険適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスを利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）と認定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

通所リハビリテーション (1日当たり)

基本料金	1時間以上 2時間未満		2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3808円	762円	3956円	792円	5032円	1007円	5697円	1140円
要介護2	4135円	827円	4547円	910円	5744円	1169円	6604円	1321円
要介護3	4441円	889円	5148円	1030円	6646円	1330円	7501円	1501円
要介護4	4747円	950円	5739円	1148円	7669円	1534円	8661円	1733円
要介護5	5074円	1015円	6340円	1268円	8693円	1739円	9832円	1967円

基本料金	5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	6319円	1264円	7321円	1465円	7743円	1549円
要介護2	7479円	1496円	8693円	1739円	9157円	1832円
要介護3	8640円	1728円	10054円	2011円	10613円	2123円
要介護4	10022円	2005円	11626円	2326円	12301円	2461円
要介護5	11362円	2273円	13208円	2642円	13978円	2796円

【新型コロナウイルス感染症による特例的な加算】1ヶ月の基本料金に0.1%を加算(R3.4~R3.9末まで)
 【3%加算】 感染症や災害等による影響で、利用者数が前年度比5%以上減少時の特例加算として、対象月の基本料金に3%を上乗せした料金がかかります。

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1160円	232円/回
リハビリテーション提供体制加算1(3時間以上4時間未満)	127円	25円/回
リハビリテーション提供体制加算2(4時間以上5時間未満)	168円	34円/回
リハビリテーション提供体制加算3(5時間以上6時間未満)	211円	42円/回
リハビリテーション提供体制加算4(6時間以上7時間未満)	253円	51円/回
リハビリテーション提供体制加算5(7時間以上8時間未満)	295円	59円/回
移行支援加算 (※社会参加支援加算より名称変更)	127円	25円/回
中重度者ケア体制加算	211円	42円/回
サービス提供体制強化加算 (I)	232円	47円/回
入浴介助加算 (I)	422円	85円/回
重度療養管理加算	1055円	211円/回
科学的介護推進体制加算 ※裏面参照	422円	85円/月

職員の処遇改善に関する加算	利用者負担
介護職員処遇改善加算 (I)	1ヶ月の利用料金の4.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1ヶ月の利用料金の2.0%を加算

● 利用料金表（2割負担分）

令和3年4月改定

介護予防通所リハビリテーション（1月当り）

	基本料金		令和3年4月より起算		サービス提供体制		サービス提供	
			12ヶ月超の利用		強化加算（Ⅰ）		体制強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要支援1	21659円	4332円	-211円	-43円	928円	186円	759円	152円
要支援2	42189円	8438円	-422円	-85円	1856円	372円	1519円	304円

【新型コロナウイルス感染症による特例的な加算】1ヶ月の基本料金に0.1%を加算(R3.4~R3.9末まで)

選択サービス（1月当り）

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額
運動器機能向上加算	2373円	475円
科学的介護推進体制加算	422円	85円
事業所評価加算	1266円	253円

※科学的介護推進体制加算

利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

※事業所評価加算

選択的サービス（当事業所では、運動器機能向上サービス）を行う事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、翌年度におけるサービスの提供について加算を行うものです。

職員の処遇改善に関する加算	利用者負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の利用料金の4.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の利用料金の2.0%を加算

○介護予防通所リハビリテーションの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合、日割り計算は出来ません。

但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で要支援度が変わった場合
- 4 月途中での利用開始や終了になった場合

○介護保険適用外サービス（その他の費用）

食事料金	600円（1食当り）
尿取りパット・フラット式紙オムツ	50円（1枚）
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円（1枚）
行事参加費	実費

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。

別添 利用料金表 (3割負担分)

令和3年4月改定

・介護保険適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスを利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）と認定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

通所リハビリテーション (1日当たり)

基本料金	1時間以上 2時間未満		2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3808円	1143円	3956円	1187円	5032円	1510円	5697円	1710円
要介護2	4135円	1241円	4547円	1365円	5844円	1754円	6604円	1982円
要介護3	4441円	1333円	5148円	1545円	6646円	1994円	7501円	2251円
要介護4	4747円	1425円	5739円	1722円	7669円	2301円	8661円	2599円
要介護5	5074円	1523円	6340円	1902円	8693円	2608円	9832円	2950円

基本料金	5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	6319円	1896円	7321円	2197円	7743円	2323円
要介護2	7479円	2244円	8693円	2608円	9157円	2748円
要介護3	8640円	2592円	10054円	3017円	10613円	3184円
要介護4	10022円	3007円	11626円	3488円	12301円	3691円
要介護5	11362円	3409円	13208円	3963円	13978円	4194円

【新型コロナウイルス感染症による特例的な加算】1ヶ月の基本料金の0.1%を加算(R3.4~R3.9末まで)

【3%加算】 感染症や災害等による影響で、利用者数が前年度比5%以上減少時の特例加算として、対象月の基本料金の3%を上乗せした料金がかかります。

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1160円	348円/回
リハビリテーション提供体制加算1(3時間以上4時間未満)	127円	38円/回
リハビリテーション提供体制加算2(4時間以上5時間未満)	168円	50円/回
リハビリテーション提供体制加算3(5時間以上6時間未満)	211円	63円/回
リハビリテーション提供体制加算4(6時間以上7時間未満)	253円	76円/回
リハビリテーション提供体制加算5(7時間以上8時間未満)	295円	89円/回
移行支援加算 (※社会参加支援加算より名称変更)	127円	38円/回
中重度者ケア体制加算	211円	63円/回
サービス提供体制強化加算 (I)	232円	70円/回
入浴介助加算 (I)	422円	127円/回
重度療養管理加算	1055円	317円/回
科学的介護推進体制加算 ※裏面参照	422円	127円/月

職員の処遇改善に関する加算	利用者負担
介護職員処遇改善加算 (I)	1ヶ月の利用料金の4.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1ヶ月の利用料金の2.0%を加算

● 利用料金表（3割負担分）

令和3年4月改定

介護予防通所リハビリテーション（1月当り）

	基本料金		令和3年4月より起算		サービス提供体制		サービス提供	
			12ヶ月超の利用		強化加算（Ⅰ）		体制強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要支援1	21659円	6498円	-211円	-64円	928円	279円	759円	228円
要支援2	42189円	12657円	-422円	-127円	1856円	557円	1519円	456円

【新型コロナウイルス感染症による特例的な加算】1ヶ月の基本料金に0.1%を加算（R3.4～R3.9末まで）

選択サービス（1月当り）

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額
運動器機能向上加算	2373円	712円
科学的介護推進体制加算	422円	127円
事業所評価加算	1266円	380円

※科学的介護推進体制加算

利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

※事業所評価加算

選択的サービス（当事業所では、運動器機能向上サービス）を行う事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、翌年度におけるサービスの提供について加算を行うものです。

職員の処遇改善に関する加算	利用者負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の利用料金の4.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の利用料金の2.0%を加算

○介護予防通所リハビリテーションの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合、日割り計算は出来ません。

但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で要支援度が変更となった場合
- 4 月途中での利用開始や終了になった場合

○介護保険適用外サービス（その他の費用）

食事料金	600円（1食当り）
尿取りパット・フラット式紙オムツ	50円（1枚）
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円（1枚）
行事参加費	実費

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。